

# アームス在宅支援センター

指定 訪問介護サービス  
指定 横浜市訪問介護相当サービス  
指定 訪問型生活援助サービス

## 重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して訪問介護等サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

### 1、 事業所の概要

〔法人名〕	株式会社 ARM' S
〔事業所名〕	アームス在宅支援センター
〔事業所番号〕	1473400859
〔管理者・苦情処理責任者〕	
〔所在地〕	横浜市瀬谷区相沢6-25-5
〔連絡先〕	TEL045-489-3586 Fax045-489-3587
〔ホームページ〕	<a href="https://arm-s.jp/">https://arm-s.jp/</a>
〔メールアドレス〕	home-support★arm-s.jp
〔サービス提供地域〕	横浜市瀬谷区・旭区・泉区、戸塚区、保土ヶ谷区、緑区、大和市の一部
〔併設サービス〕	【介護保険サービス】 居宅介護支援・訪問介護 【介護予防・日常生活支援総合事業】 横浜市訪問介護相当サービス 横浜市訪問型生活援助サービス 【障害福祉サービス】 特定相談支援・居宅介護・重度訪問介護 【地域生活支援事業】 移動支援 【児童福祉サービス】 障害児相談支援・放課後等デイサービス 【一般乗用旅客自動車運送事業（福祉限定）】 介護タクシーサービス 【自家用自動車有償運送事業】 福祉有償運送サービス 【自由契約サービス】 生活サポートサービス

### 2、 事業所職員体制等

(平成 31 年 4 月現在) \* ( ) 内は、研修受講者数

管 理 者	1 名 *サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	3 名
常 勤 介 護 職 員	3 名 (0 名)
非 常 勤 介 護 職 員	9 名 (0 名)

計 12 名 (0 名)

### 3、 営業日および営業時間

営業日： 月曜日から金曜日 9：00～17：00  
休業日： 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）

### 4、 サービス方法・連携・内容

(方法) 訪問介護等サービスは、政令で定める介護員等を利用者の自宅に派遣して、日常生活上の支援を行うサービスです。事業者は利用者の介護計画を作成し、計画的にサービスを提供します。

(連携) 訪問介護等サービスの提供にあたり、福祉サービスを提供する者及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

(内容) 事業者は、次のサービス内容区分の中から利用者が選択されたサービスを提供します。

#### ① 訪問介護サービス（要介護1～5の方を対象）

《 身体介護 》 主に身体に関わるサービス

起床、就寝介助・移動、移乗介助・身体の清拭、洗髪、足浴・排泄介助・衣服の着脱、整容  
入浴介助・食事介助・体位変換・服薬管理・買物、通院同行 乗降前介助・乗降介助 他

《 生活援助 》 主に日常生活で必要不可欠な家事支援サービス

調理・洗濯・住居の掃除・整理整頓・買物 薬受け取り 他

《 通院等乗降介助 》

提供者、自らが運転する車両への乗車・降車介助及び、その前後の屋内外における介助

#### ② 横浜市訪問介護相当サービス（要支援1，2・事業対象者の方を対象）

横浜市訪問介護相当サービスは介護予防の観点から利用者が要介護状態とならず、自立した生活ができるよう、補助・支援することをサービスの目的、方針としています。その為、上記サービスを訪問介護員と一緒に行うなど、利用者が有する能力・機能を最大限活用することができるような支援方法を行います。

#### ③ 横浜市訪問型生活援助サービス（要支援1，2・事業対象者の方を対象）

横浜市訪問型生活援助サービスは、自立した生活ができるよう、介護福祉士等の資格を有した訪問介護員及び一定の研修を受講した従事者が生活援助サービスを行います。

《 生活援助 》 主に日常生活で必要不可欠な家事支援サービス

調理・洗濯・住居の掃除・整理整頓・買物 薬受け取り 他

## ※ ご利用できないサービス

介護給付費は公費でなっていますので、下記のサービスは支給の対象になりません。

- 同居人がいる方への生活援助（特例があります）
- 大掃除、窓のガラス拭き
- 医療行為
- 草むしり、ベランダの掃除
- 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 正月、節句など特別な手間をかけて行なう調理
- 利用者以外のお部屋の掃除、家事

※ 上記のような公的外サービスをご利用される場合は、**生活サポートサービス** によりお受け致します。

## 5、 サービス提供の記録作成・保存

- 事業者はサービスを提供した際に「サービス提供記録票」に提供したサービス内容等を記入し、利用者の確認の印を受ける事とします。
- 事業者は記録を作成した後、5年間は適正に保存します。
- 事業者は請求書と同時にその写しを交付します。

## 6、 事業者、訪問介護員の義務

(身体的拘束等の禁止) 緊急時を除くサービスにおいて身体的拘束を禁止します。

(身分証携行義務) サービス提供者は、常に身分証を携行します。

(緊急時の対応) 事業者は、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに救命措置等の必要な措置を講じます。

## 7、 サービス利用料及び支払等

[利用料] 介護保険法の規定により、介護給付費の負担割合分が利用料金となります。  
尚、利用料金は関係法令に基づいて定められている為、改定された場合には改定後の金額を適用するものとします。

$$\text{介護給付費} = \text{利用総単位数} \times 11.12 \text{ (横浜市の地域単価 2級地)}$$

[請求書] 事業者は、介護給付費が支給決定された翌月の15日頃に請求書を送付します。

[お支払い] ・口座自動引き落とし = 請求書送付月の27日に引き落とし(土日祝日の場合は、翌営業日)  
・クレジットカード払い = カード会社の支払日となります。(支払回数は、1回払い)

[領収証] 利用料を徴収した翌月の15日頃に送付します。

[合算請求] 決済不能又は、月遅れ請求の場合は、翌月分と合わせて合算し請求致します。

7-1 サービス利用料金(1割負担の場合で計算)

① 訪問介護サービス

ア、身体介護中心

	所要時間	サービス区分	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)
身体介護	20分未満	身体介護0	165単位	184円
	30分未満	身体介護1	248単位	276円
	30分以上 1時間未満	身体介護2	394単位	439円
	1時間以上 1時間30分未満	身体介護3	575単位	640円
	以降、30分毎	+身体介護1	83単位	93円
	身体介護に引き続き 生活援助をした場合	20分未満	身体○生活1	+66単位
20分以上 45分未満		身体○生活2	+132単位	147円
45分以上		身体○生活3	+198単位	221円

イ、生活援助中心

	所要時間	サービス区分	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)
生活援助	20分以上 45分未満	生活援助2	181単位	202円
	45分以上	生活援助3	223単位	248円

ウ、通院等乗降介助

	所要時間	サービス区分	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)
通院等乗降介助	片道(1回)	通院等乗降介助	97単位	108円

運送料金	距離制	1km 250円	時間制	10分 500円
------	-----	----------	-----	----------

## ② 横浜市訪問介護相当サービス

訪問介護相当サービス	回数	サービス区分	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)
	週1回程度	訪問型独自サービスⅠ	1168単位	1299円
	週2回程度	訪問型独自サービスⅡ	2335単位	2597円
	週3回程度	訪問型独自サービスⅢ	3704単位	4119円
	週1回程度 (1月に4回まで)	訪問型独自サービスⅣ 訪問型生活援助サービスと 組み合わせる場合に算定	266単位	296円
	1月に22回まで	訪問型短時間サービス	165単位	184円

## ③ 横浜市訪問型生活援助サービス

訪問型生活援助サービス	回数	サービス区分	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)
	週1回程度	生活援助サービスⅠ	1051単位	1169円
	週2回程度	生活援助サービスⅡ	2102単位	2338円
	週3回程度	生活援助サービスⅢ	3334単位	3708円
	週1回程度 (1月に4回まで)	生活援助サービスⅣ 訪問介護相当サービスと 組み合わせる場合に算定	239単位	266円

※上表の料金設定の基本となる所要時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の「介護計画書」に定められた目安の時間を基準とします。

### 7-2 加算料金

- ① 介護職員処遇改善加算Ⅰ (13.7%) \* 訪問型生活援助サービスは除く  
・介護職員の賃金改善に要する為の加算がされます。 総単位数 × 13.7%
- ② 緊急時訪問介護加算 (100単位) \* 訪問介護相当サービス及び訪問型生活援助サービスは除く  
・居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを利用者又は、その家族からの要請を受け24時間以内に行った場合に加算されます。
- ③ 初回加算 (200単位)  
・サービス提供責任者が初回月に訪問介護等を行った場合又は同行した場合に、1月につき加算されます。

- ④ 生活機能向上連携加算Ⅰ（100単位） \*訪問型生活援助サービスは除く
- ・サービス提供責任者と訪問又は通所リハビリテーション専門職が同時に訪問する等してアセスメントを行い、介護計画を作成することについて、1月につき加算されます。

#### 生活機能向上連携加算Ⅱ（200単位）

- ・生活機能向上連携加算の要件に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に、1月につき加算されます。

#### ⑤ 時間帯加算

- ・下記、時間帯でのサービス提供の際は、次の割合が加算されます。
- \* 訪問介護相当サービス及び訪問型生活援助サービスは除く

サービス提供時間帯	加算率
早朝（6時～8時）	25%増
夜間（18時～22時）	25%増
深夜（22時～6時）	50%増

#### ⑥ 二人の訪問介護員によるサービスの加算

- ・介護支援専門員との調整の結果、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、利用者の同意を得て、2人でサービス提供した場合は2人分の料金となります。
- \* 訪問介護相当サービス及び訪問型生活援助サービスは除く

### 7-3 その他の料金(交通費等)

サービスの提供上、必要な費用については実費を徴収します。

又、当事業所の通常の実施地域（横浜市、大和市）を超えて行うサービスに要した交通費は、実費を徴収します。尚、当事業所の車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収致します。

- ・事業所から片道 1km未満 100円 \*以降1km毎に100円

### 8、 キャンセル

サービスをお休みする場合には、サービス利用の前日の**12時**までにご連絡下さい。

キャンセル料を申し受ける事はありませんが円滑なサービスの提供と質の確保の為ご協力お願い致します。

### 9、 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたり提供者等の過失により利用者の身体・財物に損害を与えた場合は、事業者の契約する賠償責任保険の規定によりその損害を賠償いたします。  
ただし、提供者等の過失によらない場合は、この限りではありません。

加入保険会社 あいおいニッセイ同和損保 種類 「 介護保険・社会福祉事業者総合保険 」

## 10、苦情対応、相談窓口

1、事業者は、苦情の申し立てがあった場合は迅速かつ誠実に対応します。  
又、それを理由として利用者に不利益な取扱いをすることはありません。

- ・苦情受付窓口（担当者） 管理者：
- ・受付時間：月曜日～金曜日（9時00分～17時00分）

2、サービスに関する相談や苦情については当事業所以外でも、次の窓口で対応致しております。

横浜市瀬谷区役所 高齢・障害支援課	所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 電話番号 045-367-5714
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 横浜市中区港町1-1 電話番号 045-671-2350
大和市健康福祉部 高齢福祉課	所在地 大和市鶴間1-31-7 電話番号 046-260-5611
横浜市福祉調整委員会	所在地 横浜市中区港町1-1 電話番号 045-671-4045
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市神奈川区青木町9-1 電話番号 045-453-6221

## 11、お願い

利用者と事業者との健全な関係を保つ為、以下に挙げる項目のご協力とご理解をお願い申し上げます。

- 1、サービス品質確保の為、種類・頻度により複数の提供者で対応させていただきます。
- 2、交通事情等によりサービス開始時間が遅延することがございます。
- 3、事業者、提供者への金品の提供はお断りさせていただきます。

以上

\* 重要事項の説明の証として本書2通を作成し、各署名捺印の上、各1通を保持する \*

平成 年 月 日

サービス契約の締結に当り、重要事項の説明を行い本書1通の交付をいたしました。

説明者 印

サービス契約の締結に当り、重要事項の説明を受け、本書1通の交付を受けました。

氏名 印

代理人又は立会人 本人との続柄 ( )

氏名 印